

公益財団法人 認知症予防財団 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号並びに定款第13条第3項及び第28条第3項の規定に基づき、公益財団法人認知症予防財団の役員（以下「役員」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員 役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員等 常勤理事以外の役員等をいう。

報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

- (4) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 理事長は、理事会の議決を経て、常勤役員に報酬、退職慰労金及び特別功労金を支給できる。

- 2 非常勤役員等には、理事会及び評議員会へ出席した役員等に対して、報酬を支給することができる。

(報酬の額)

第4条 常勤役員の報酬は、月額500,000円を上限とし、各常勤役員の個別の金額については、理事については理事会により、監事については監事の協議によって決定するものとする。

- 2 非常勤役員等の報酬は、理事会及び評議員会へ出席した役員等に対して、1人1日当たり1万円（当該金額は、源泉徴収所得税額を控除した後の金額とする。）とする。

(報酬の支払方法)

第5条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。

- 2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第6条 常勤役員の報酬は、月額分はその月の月額の前額を毎月21日に支給する（ただし、支給日が金融機関の休日に当たる場合は、支給日を繰り上げる。）。

(通勤に要する費用)

第7条 常勤役員の通勤に要する費用については、利用する交通機関の定期券の額を支給

する。

- 2 前項の費用は、定期券または現金で支給する。

(日割計算)

第8条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬(前条の通勤に要する費用を除く。以下この条について同じ。)を支給する。

- 2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(退職慰労金の額)

第9条 退職慰労金の額は、第4条第1項に規定する報酬月額に100分の50を乗じ、これに常勤役員在任年数を乗じた額の範囲内とする。

- 2 前項の在任年数は、就任の日から起算し、退職、解雇、死亡までの期間を暦に従い、年数をもつて算定する。この場合において、1年未満の端数月が生じたときは、1月につき12分の1の割合で計算した年数(小数第3位四捨五入)を算入し、なお1月未満の端数日があるときはこれを切り捨てる。

(特別功労金)

第10条 特別功労のあつた常勤役員には、理事会の決議を経て、前条の規定により計算した退職慰労金の額の100分の25の範囲内で特別功労金を支給する事ができる。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(改廃等)

第12条 この規定の改廃は、評議員会において行う。

(公表)

第13条 本財団は、この規程をもつて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人認知症認知症予防財団の設立の登記があつた日から施行する。